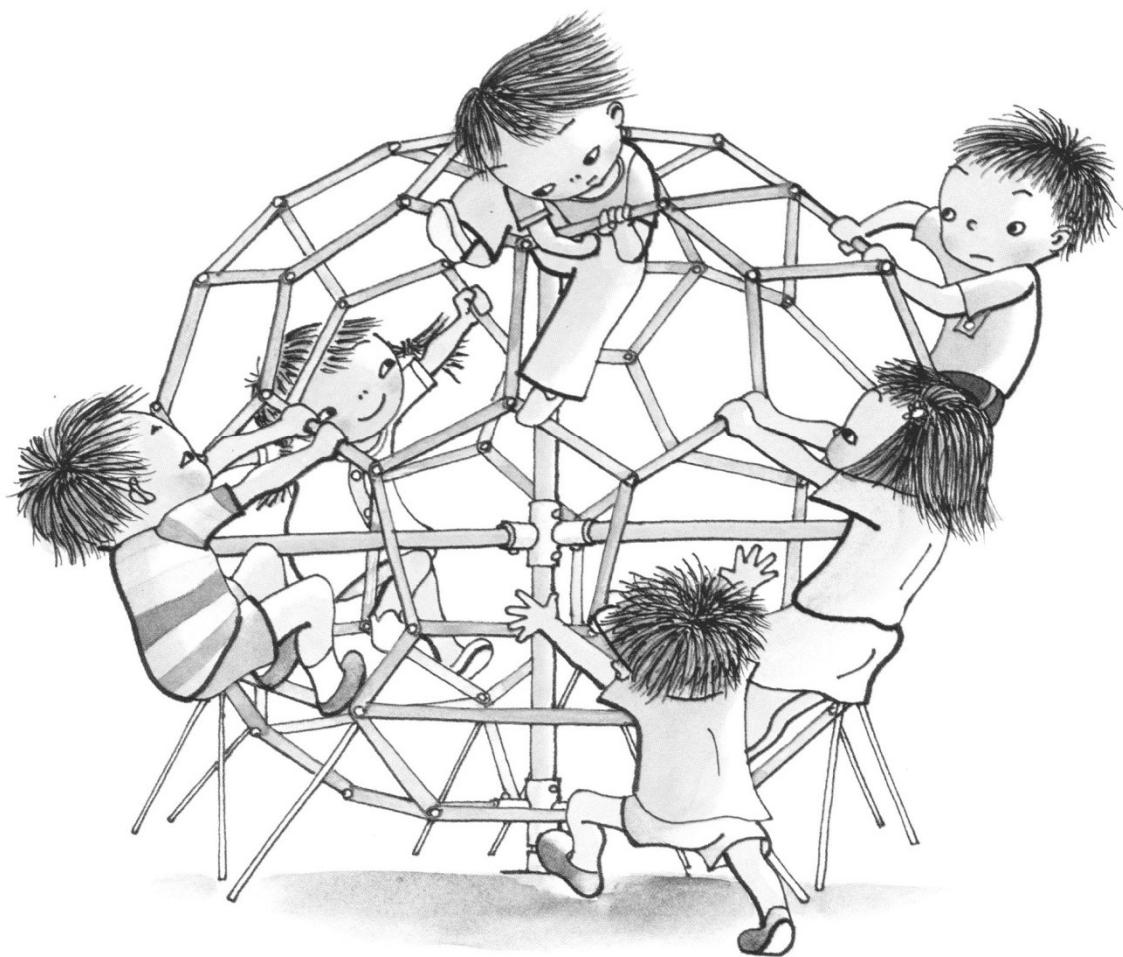


第四次 東久留米市子ども読書活動推進計画

～人と出会い、本と出会い、豊かな子ども時代を～



令和7年1月
東久留米市教育委員会



表紙の絵について



『さっちゃんのまほうのて』

たばた せいいち，先天性四肢障害児父母の会
のべ あきこ，しづわ さよこ 共同制作（偕成社 1985年）

「東久留米市子ども読書活動推進計画」が策定された平成19（2007）年当時、図書館協議会委員であった田畠精一さんに、表紙を飾る絵の使用をお願いしたところ、快く許諾をして下さいました。

大きく成長していく「さっちゃん」は、豊かな子ども時代を願う本計画にふさわしい主人公です。

田畠精一さんは、東久留米にお住まいでのロングセラーの「おしいれのぼうけん」や「ピカピカ」など、多くの絵本を描かれています。

「子どもによい文化を」と積み重ねている画業と、子どもの幸せを願う熱意に、心より敬意を表します。

は じ め に



東久留米市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)の制定を受け、平成19年3月、「東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、学校や地域で、子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進してきました。

令和2年2月に策定した「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」では、「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」での取り組みを検証し、発達段階に応じた効果的な読書活動に向けた取り組みを推進するとともに、子どもの「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で支えるべく、ハンディキャップのある子どもへの支援に重点を置きました。

また、市立図書館では開館以来、児童サービスに重点を置いた取り組みを進めており、多くの市民ボランティアに協力いただき、学校、図書館、子ども関連施設等で読み聞かせや紙芝居、素話、わらべうた等、幅広い活動で、子どもたちに絵本を読む楽しさ、読書する楽しさ、おはなしを聞く楽しさ等を伝えてきました。保護者や地域ボランティアが、子ども読書活動を支えており、大きな力となっています。

近年、急速なデジタル化など社会の変化に伴い、子どもの読書環境も大きく変わろうとしていますが、「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」では、今までの取り組みを継承・発展させていくとともに、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動を推進するために、読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組みに重点を置いています。

この取り組みを進めて行く上で、子どもたちの発達段階・生活環境等への配慮や、当事者としての子どもたちが多様な意見を表明する機会を設けること、またそれを反映した読書環境を地域全体で整えることも重要となります。

本計画を図書館、学校、地域のほか、子どもの読書活動推進に関わる各部署における取り組みの指針として、基本方針の実現に向け、今後も市民の皆様と連携を図り、ご協力いただきながら、読書活動の推進に取り組んでまいります。

令和7年1月

東久留米市教育委員会



目 次

第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画について	1
第1 計画策定の目的	1
第2 計画の基本理念	1
第2章 これまでの取り組み	2
第1 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」について	2
第2 第三次計画の基本方針に基づく取り組みと検証	2
第3章 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画	9
第1 計画の位置づけと推進	9
第2 計画の基本方針について	10
第3 基本方針に基づく取り組み	11

資 料 編

- 【資料1】用語解説・事業解説
- 【資料2】東久留米市立図書館 令和4年度利用アンケート結果【小・中学生編】抜粋
- 【資料3】第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 【資料4】第四次東久留米市子ども読書活動推進計画策定の経緯
- 【資料5】「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言（東久留米市立図書館協議会）
- 【資料6】子どもの読書活動の推進に関する法律
- 【資料7】視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画について

第1 計画策定の目的

「東久留米市子ども読書活動推進計画」は、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指すものです。家庭や学校、地域で子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進するために、方向性を明らかにし、取り組むための指針として、計画を策定しています。

第2 計画の基本理念

子どもはよい環境のなかで育てられる権利（「児童憲章」）を持っています。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利（「児童の権利に関する条約」）も持っています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりをもっています。その中でも、本の持つ力は大きく、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「機会」の保障が求められています。読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちに対しても同様であり、すべての子どもに読書や学習をすることができる環境を整えることはとても重要です。

さらに、コロナ禍を経て急速に推進された社会のデジタル化、GIGAスクール構想の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、図書館及び学校図書館等のDXを進め、デジタル社会に対応した読書環境を整備する必要があります。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念に則り、子どもの視点に立った読書活動の推進も考慮すべきです。

読書は子どもにとって、精神的な遊びであり、喜びであって、成長を助ける要因を持っています。読書を通して、豊かな感性が育まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な思考力や判断力が培われていきます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)では、子どもの読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

本市では、早くから市民と連携しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、すべての子どもが読書を楽しむことができるよう、今後も行政や市民が協働して読書環境を整備するとともに、読書活動を支える取り組みを推進していくことが重要です。

第2章 これまでの取り組み

第1 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」について

本市は、平成19年3月に「第一次東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、平成26年4月に「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」という。）、令和2年2月には「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下、「第三次計画」という。）を策定しました。

第一次計画では、「学校」に重点をおいた取り組みが進められ、平成24年には東久留米市教育委員会が「学校図書館充実のための整備計画」を打ち出し、すべての学校で学校図書館全体計画を策定したことで、取り組みの推進が図されました。

第二次計画では、学校図書館や図書館の整備、地域と連携した読書活動の発展の成果を受け、子どもが自主的な読書を楽しみ、生涯にわたる学習習慣を身に付けるための基礎となる「読書」本来の充実に力点をおき、特に「乳幼児への取り組み」に注力しました。

第三次計画では、第二次計画の取り組みを検証し、子どもの発達段階に応じた読書推進事業の継続と拡充を行ったほか、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を受け、すべての子どもの自由で自主的な読書を社会全体で支えるため、ハンディキャップのある子どもへの支援に重点をおき、取り組みを進めました。

<第三次計画の基本方針>

- 1 発達段階ごとの効果的な読書活動
- 2 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で
- 3 子ども読書応援団の運用
- 4 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

第2 第三次計画の基本方針に基づく取り組みと検証

1. 発達段階ごとの効果的な読書活動

【策定時の方向性】

生涯にわたって読書に親しみ、自己の能力を磨き、学ぶ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのため、それぞれの発達段階に応じた取り組みを進める必要があります。

(1) 乳幼児

【取り組みの内容】

- ・「ブックスタート事業」における、絵本とブックリスト、図書館利用案内の配布
- ・幼稚園、保育園訪問による未就学児へのおはなし会の実施
- ・各市立図書館での乳幼児向けおはなし会の実施

【取り組みの検証】

1歳6ヶ月児健診時のブックスタート事業では、コロナ禍から健診会場での読み聞かせの実施を控えていますが、多くの親子に、定番の絵本を中心に選定した良質な絵本の配布を継続しています。

一方、各図書館で行うおはなし会は、コロナ禍により一定の期間開催を中止していましたが、再開後は多くの親子が参加し、読み聞かせや素話、手あそびなどを楽しんでいます。

幼稚園・保育園訪問についても依頼が増えてきていることから、今後のニーズに応えられるよう体制を整えていく必要があります。

(2) 小学生

【取り組みの内容】

- ・子どもの読書と学習に必要な基本図書の常備
- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施
- ・市立小学校の1年生を対象とした学校訪問の実施
- ・児童館でのおはなし会などアウトリーチ活動の実施

【取り組みの検証】

児童図書は、市立図書館全館で基本図書の買い替えを重視しました。今後も、長く読み継がれている図書をきれいな状態で書架にそろえておくことで、良い本が手に取られる環境作りを目指します。

情報活用に関する事業として、令和4年度まで「調べ学習発表会」を開催していましたが、令和5年度からは図書館の利用促進と調べる学習の普及を目的とした「図書館を使った調べる学習コンクール」を小・中学校と連携し実施しました。

学校訪問では、小学校の1年生の各教室でおはなし会を実施したほか、ブックリストの配布とリスト掲載本の団体貸出を行い、おすすめの本を身近に届けることができました。また、他学年には図書館見学の機会を捉え、市立図書館の利用を呼びかけました。

アウトリーチ活動としては、図書館から職員が出向き、中央児童館、けやき児童館でおはなし会を行いました。

(3) 中学生

【取り組みの内容】

- ・進路や生き方を考えるための多様な図書の常備
- ・中学高校生世代によるイベントの企画・実施
- ・市立中学校から市立図書館への職場体験の受け入れ
- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施

【取り組みの検証】

中学生を中心としたティーンズ世代に向け、勉強や進路に関するものだけでなく、多様な趣味の本や10代の悩みに寄り添う資料など、幅広いジャンルの本をそろえ、ブックリストや展示で紹介しました。

また、中学高校生世代の編集部員によるティーンズ向け冊子「ぽけ☆ま」の発行に加え、令和5年度には「ぽけ☆ま」編集部員による企画「ぽけ☆1 GP（グランプリ）～ぽけ☆ま流ビブリオバトル」を実施し、同世代の読書活動の推進を図りました。

中学生の職場体験として、各市立図書館で業務の案内や体験のほか、ポップ作成や冊子への本の紹介記事作成など、図書館を知り、本に親しむ活動を行いました。

「小学生」の進捗状況の記載と同様に、「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施しました。関連事業の実施や、調べ方の参考となる冊子の作成など、今後も応募の拡大を目指した取り組みを行います。

(4) 特別な支援を必要とする子ども

【取り組みの内容】

- ・多様な形態の資料や多言語資料の提供
- ・市立小学校への「ユニバーサル資料セット」の貸し出し
- ・児童発達支援センターわかくさ学園や特別支援学校でのおはなし会の実施
- ・「ストーリー・フェスタ」の実施拡大

【取り組みの検証】

障害の有無に関わらず誰もが楽しめる、さわる絵本やLLブック、児童向け大活字資料のほか、日本語を母語としない子どもに向け外国語を併記した資料、イラストなど文字以外の情報で理解を助ける資料について、積極的に収集し、蔵書を増やしました。

令和4年度に特別支援学級のある市立小学校と児童発達支援センターわかくさ学園を対象に、申し込みのあった施設にバリアフリー資料のセット（1セット20冊程度）の貸し出しを行い、令和5年度からは、全市立小学校へ、読書に対する困難の有無に関わらず楽しめるユニバーサル資料セット（1セット10冊）の貸し出

しを行っています。

児童発達支援センターわかくさ学園、東京都立東久留米特別支援学校への読み聞かせ訪問も、依頼に応じ定期的に実施しています。

また、多言語によるおはなし会「ストーリー・フェスタ」を、協力団体と協働し中央図書館で実施していましたが、令和6年度より市立図書館全館に拡大しました。

2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

【策定時の方向性】

社会全体で子どもの読書活動を支えていくためには、大人への啓発を図る必要があります。子どもの周りの大人が読書する環境作りとして、読書推進事業を広く実施し、図書館の整備やサービスの継続、アウトリーチの推進など取り組みを進めます。

また、情報環境の変化の中、子どもに対するリテラシー教育だけでなく、子どもに関わる大人へのリテラシー教育も必要となります。

（1）学校等における読書を推進する取り組み

【取り組みの内容】

- ・「読み聞かせ入門講座」の実施
- ・学校での保護者ボランティア向け読み聞かせ講座の実施
- ・各種ブックリストの配布
- ・学校用団体貸出等の学校支援

【取り組みの検証】

学校や幼稚園などで読み聞かせの機会のある方へ向けての初級講座として、年1回「読み聞かせ入門講座」を開催しています。また、学校図書館からの依頼により、保護者ボランティア向けの読み聞かせ講座を学校に訪問し実施しました。

ブックリストについて、『はるにれ』（小学校低学年向け）、『いろはにほん』（小学校高学年向け）、学校図書館の選書に役立ててもらえるよう、「図書館新刊紹介」（小学校用・中学校用）等の発行のほか、館内展示やイベントで使用した本のリストを随時配布しました。

学校用団体貸出として、授業等で使用する資料を申し込みに応じて学校に貸し出しました。今後多くの学校の依頼に応えられるよう、資料の充実を図ります。

（2）図書館、地域における読書を推進する取り組み

【取り組みの内容】

- ・各図書館での子どもの読書に関する事業の実施

- ・「図書館フェス」をはじめとする、世代を超えて読書を楽しめる事業の実施
- ・情報活用講座等の情報リテラシー獲得のための事業の実施
- ・基本となる児童書、学習のための資料の充実

【取り組みの検証】

各館での季節のおはなし会、夏休み期間や読書週間のイベントのほか、中央図書館・東部図書館のみで行っていた科学の本の読み聞かせと体験のイベント「よもう！あそぼう！かがくの本」を、令和5年度から全館での実施としました。図書館利用の促進のため、本の貸し出しやイベント参加でガチャガチャが引ける“図書館ガチャ”、スタンプラリーなど、来館を促す工夫も取り入れました。

「図書館フェス」は、本に関わる地域の人や団体とのつながりを意識し、講演会やひとハコ図書館、芝生スペースを活用したイベントなど大人も子どもも楽しめる企画を用意しました。

情報リテラシー事業は、「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施のほか、一般向けの情報活用講座についても小学校高学年からを対象とし開催しました。

また、児童書の新刊については館内で評価の仕組みを作り、長く読み継がれている基本図書に加えて、良書の複本をそろえるようにしました。今後も、子どもと本についての知識と経験を備えた専門職員の確保が必要となります。

3. 子ども読書活動応援団の運用

【策定時の方向性】

子どもの読書活動を推進するボランティアを育成するためのプログラムとして、子ども読書応援団の運用を図ります。なお、市内の子ども読書推進活動は、すでに多くのボランティアに支えられ、さまざまな活動が行われているため、地域における実状を把握するとともに、図書館からそれぞれの団体に向け情報提供を行います。

【取り組みの内容】

- ・「読み聞かせ入門講座」の実施
- ・定例会での新刊やおすすめ本の紹介
- ・新規ボランティアの募集と育成

【取り組みの検証】

子ども読書応援団は、市内全域の子どもの読書活動推進を目的として、平成29年度に発足しました。第三次計画では、ボランティア育成のためのプログラムとして運用を図っていましたが、令和2・3年度はコロナ禍により展示やお便りでの情報提供にとどまり、令和4年度から定例会や講座などを再開しました。

令和6年度からは、応援団メンバーのスキル向上のため計画的に講座を実施し、地域ボランティアとの連携も検討しています。アウトリーチ活動については、受入側の状況やボランティア要綱の整備を含め今後の課題として検討を進める必要があります。

4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

【策定時の方向性】

読書や紙による印刷物を読むことが困難（プリントディスアビリティ）な子どもや、身体の機能障害や情緒的な障害のために図書館に来ることができない子どもなどに対する理解を深めるとともに、それぞれが認識できる形で読書や学習することができるよう支援する必要があります。

また、外国につながる子どもたちが必要な情報を獲得できるよう支援するとともに、多言語や多文化を知るための適切なサービスを提供する必要があります。

（1）特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

【取り組みの内容】

- ・多様な形態の資料や多言語資料の提供（前述）
- ・市立小学校への「ユニバーサル資料セット」の貸し出し（前述）
- ・マルチメディアデイジー資料の閲覧及び貸し出し
- ・図書館のハンディキャップサービスの広報
- ・バリアフリー資料や読書支援補助具の利用促進
- ・児童発達支援センターわかくさ学園や特別支援学校でのおはなし会の実施（前述）

【取り組みの検証】

令和4年度から、音声と合わせて画像やテキストを同時に見ることができるマルチメディアデイジー資料の閲覧及び貸し出しを開始しました。視覚障害だけでなく、学習障害などで活字の読みに困難のある子どもにも利用してもらえるよう、著作権者の許諾があり障害の有無に関わらず誰もが利用可能な作品を用意しました。今後さまざまな機会を捉えて広報し、利用の促進を図ります。

図書館見学や職場体験等で来館した子どもや教員に向け、図書館のハンディキャップサービスについて説明する時間を設け、拡大読書器やリーディングトラッカーなどの読書支援補助具を実際に体験してもらう等、取り組みの周知に努めました。

市立図書館ホームページでは、ハンディキャップサービスの案内のほか、バリアフリー資料の紹介、読書をサポートする機器の紹介も行っています。

(2) 外国につながる子どもたちへの支援

【取り組みの内容】

- ・多言語資料、日本語・外国語併記資料の提供
- ・市立小学校への「ユニバーサル資料セット」の貸し出し（前述）
- ・「ストーリー・フェスタ」の実施拡大（前述）

【取り組みの検証】

多言語の児童資料は、英語・中国語・韓国・朝鮮語を中心に購入したほか、ストーリー・フェスタで読み聞かせを行ったさまざまな国の言語の資料を購入しました。

また、英語で読める絵本や英語併記のあそびの本をユニバーサル資料セットとして小学校に配置しました。

今後も増えていくと予想される外国につながる子どもたちをはじめ、その周囲の子どもや大人が、多言語や多文化を知るための資料を充実させる必要があります。

(3) ICT 環境の整備

【取り組みの内容】

- ・市立図書館全館でのタブレット端末の配置
- ・マルチメディアディジタル資料の閲覧及び貸し出し（前述）
- ・図書館ホームページの充実

【取り組みの検証】

タブレット端末については、市立図書館各館で利用者のインターネット利用のために配置されました。マルチメディアディジタル図書の閲覧も、このタブレット端末で利用することができます。

図書館ホームページは、アクセシビリティに配慮し作成していますが、今後より一層使いやすさに配慮した内容・構成とする必要があります。

第3章 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画

第1 計画の位置づけと推進

1. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日 法律第154号）及び「東久留米市第3次教育振興基本計画」（令和6年1月）に基づき、第三次計画の進捗状況の検証による、東久留米市の子ども読書活動の実情を踏まえ、今後の子ども読書活動推進に向けた方向性と取り組みを示すものです。

そのため、個々の具体的な施策の内容や数値目標を明示するものではなく、子ども読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案にあたっての指針とするものです。

なお、策定にあたっては、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）及び東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」（令和3年3月）を勘案しています。

2. 計画の対象

本計画では、対象を0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度からのおおむね5年間とします。なお、国や都の計画、本市教育振興基本計画や子どもの読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4. 計画の推進

計画を推進するために、全庁的な関係部署の連携を進めます。また、計画の進行管理の事務局を図書館に置き、庁内連携、学校との連携、地域との連携を図ります。

第2 計画の基本方針について

国は、2001年（平成13年）に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表し、おおむね5年（2023～2027年度）にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにしました。

基本的方針では、「急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠」であるとして、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「1. 不読率の低減、2. 多様な子どもたちの読書機会の確保、3. デジタル社会に対応した読書環境の整備、4. 子どもの視点に立った読書活動の推進」に考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

また、市町村においては、「子どもの読書活動を推進するためには、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を図るよう努める」とともに、「市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うことが重要である」としています。

本市では、これら国の基本的方針を踏まえながら、「第三次計画」の進捗状況を検証するとともに、東久留米市立図書館協議会からの提言を基に、第四次計画では、乳幼児から中学・高校生世代までそれぞれの段階に応じて本に親しむ機会を提供する取り組みや、子どもの読書活動を図書館・学校・地域等が連携して応援していく活動、読書や図書館利用に困難がある子どもたちを含め、全ての子どもたちの読みたい気持ちをとらえ、読書への意欲や探究心を引き出す取り組みに重点を置き、次の4つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めています。

<第四次計画の基本方針>

1. 発達段階ごとの効果的な読書活動の推進
2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で
3. 多様な子どもたちの読書を支える環境作り
4. 読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組み

第3 基本方針に基づく取り組み

1. 発達段階ごとの効果的な読書活動の推進

子どもの言葉の発達や想像力、感性を豊かにするうえで、読書を「楽しむ」ことはとても大切です。また、論理的に考え、自らの課題を探究していく力を身に付けるためにも読書は基礎となるものです。自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、探究心を養い、読解力を身に付けていきます。

生涯にわたって読書に親しみ、自己の能力を磨き、学ぶ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのため、それぞれの発達段階に応じた取り組みを進める必要があります。

なお、子どもの発達は多様であり、年齢に捉われず個々の子どもの状況に応じた読書活動の推進が必要であること、また、貧困等により家庭における読書の取り組みが困難な子どもについても、留意しなければなりません。

【具体的な取り組み】

(1) 乳幼児

- ・ブックスタート事業の充実
- ・幼稚園、保育園等での読書活動の支援

(2) 小学生

- ・子どもの読書と学習に必要な基本図書の常備
- ・情報リテラシー獲得のための事業の実施
- ・図書館利用の促進
- ・学校、児童館等地域の子ども関連施設での読書環境の整備

(3) 中学生・高校生世代

- ・進路や生き方を考えるための多様な図書の常備
- ・学習を支えるための幅広い資料・情報提供
- ・情報リテラシー向上のための事業の実施
- ・生徒の主体的な読書活動の支援

(4) 読書や図書館利用に特別な支援を必要とする子ども

- ・多様な読書形態に対応する資料や多言語資料の提供
- ・児童発達支援センターわたくさ学園等の障害児通所施設や、特別支援学級等での読書活動の支援
- ・外国につながる子どもの読書活動への支援

[発達段階と読書活動について]

■ 乳幼児

乳幼児期は、「聞く」ことが重要です。子どもは、乳児期から親や周囲の大人が直接子どもに話しかけるさまざまな言葉を無意識のうちに取り込んでいます。発語期以降も成長とともに会話に加わり、お話を聞く、本を読んでもらう等により、言葉の力が育まれ、事物を認識し、イメージが広がるといわれています。

幼い頃の親や身近な人からの絵本や言葉等を通した働きかけは、子どもが本を読む楽しみを知るうえでの大切な要因です。

■ 小学生

小学生の時期は、「聞く」ことから「読む」ことへ移行していきます。絵本から本へ、「読み聞かせてもらう」ことから「自分で読む」ことへ、多くの本を読んだり、読書の幅を広げたりする読書になります。

低学年 … 読み聞かせやストーリーテリング等により、言葉を理解し、言語をイメージ化するようになります。本に親しむことが大切な時期です。

中学年 … 活字を読むことに慣れ、読書の幅を広げていく時期です。また、調べ方を学び、調べることが多くなります。

高学年 … 読書で考えを広げたり深めたりする時期です。本の読み方が変わり、作中の人物と自分を対比し、共鳴したり批判を加えたりできるようになります。

■ 中学生・高校生世代

思春期に入り、自意識と実態との差に悩み、さまざまな葛藤の中で自らの生き方を模索しはじめる時期です。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだします。

この年代の読書力や興味を持つ主題は非常に幅が広く、好みや流行に左右されやすく、インターネット等多様なメディアの利用が広がります。

■ 特別な支援を必要とする子ども

一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また、本を手に取って読むこと自体が難しい場合や、読書の機会が限られること等に留意が必要です。

日本語を母語としない子どもについては、日本語での学習に加え、母語や各自の持つアイデンティティ獲得のための読書が必要です。そのため、実状に応じた資料の収集や読書機会の提供が求められます。

2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

本を読むということは、あくまでも個人的な行為であり、自ら行う内面的な営みですが、すべての子どもに等しく読書の場を提供し、子どもと本を結びつけ、読書の楽しさを知ってもらうことはとても重要です。とりわけ、子どもの生活環境である家庭における読書活動は、その後の読書習慣の基礎となるものです。

しかし、家庭における読書活動に関しては、多様な家庭状況があることから、子どもの置かれた環境に関わらず、すべての子どもに読書機会が確保されるよう、社会全体で取り組む必要があります。

社会全体で子どもの読書活動を支えていくために、子どもに関わる大人への啓発と、子どもに本を手渡す扱い手の育成を図る必要があります。子どもの周りの人が読書する環境づくりとして、大人が読書を楽しむための事業や読書推進事業を広く実施し、図書館の整備やサービスの継続とアウトリーチの機会を増やす等、取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

(1) 学校等における読書を推進する取り組み

- ・図書館利用の促進
- ・ブックリストの充実
- ・子ども読書活動についての教員、保育者への研修の実施
- ・保護者への啓発事業の実施
- ・学校図書館の選書の機会の充実
- ・学校図書館運営協議会での情報共有

(2) 図書館、地域における読書を推進する取り組み

- ・子ども読書応援団の運用
- ・地域の子ども読書活動推進団体との連携
- ・児童館等地域の子ども関連施設での読書環境の整備
- ・子どもや子どもに関わる大人の読書に関する事業の実施
- ・子どもの読書と学習に必要な基本図書の充実
- ・子どもと本についての知識と経験を備えた専門職員の確保
- ・図書館利用や子ども読書推進活動の広報の拡充

3. 多様な子どもたちの読書を支える環境作り

すべての子どもに読書や学習することができる環境を整えることはとても重要です。読書や紙による印刷物を読むことが困難（プリントディスアビリティ）な子どもや、身体の機能障害や情緒的な障害のために図書館に来ることができない子ども、図書館に来てもひとりでは通常の読書活動が困難な子どもに対する理解を深めるとともに、それが認識できる形で読書や学習することができるよう支援する必要があります。なお、支援において機器等を使用する際には、個々の子どもの特性に留意しなければなりません。

また、日本語を母語としない子どもが日本語や日本文化を学び、学習や生活に必要な情報を獲得できるよう援助するとともに、外国にルーツを持つ子どもをはじめとするすべての子どもが、多言語や多文化を知るための適切なサービスを提供する必要があります。

あらゆる子どもにとって立ち寄りやすく、落ち着いて読書ができ、安心して滞在することができる図書館を整備していくことが重要です。

【具体的な取り組み】

（1）読書や図書館利用に特別な支援を必要とする子どもたちへの取り組み

- ・学校や図書館における多様な形態の資料の充実
- ・ICT 機器や読書支援補助具の読書活動への活用
- ・図書館職員、教員、ボランティア等の読書活動支援に関する専門性の向上と研修の実施
- ・学校と図書館、関連施設の連携・協力
- ・宅配サービスやサピエ図書館の活用等、図書館のハンディキャップサービスの広報
- ・ブックリストの充実

（2）外国につながる子どもたちへの支援

- ・学校や図書館における多言語の資料の配置
- ・関連団体と協力した事業等の実施
- ・学校と図書館、関連団体の連携・協力
- ・ICT 機器やアプリ等の読書活動への活用

（3）ICT を活用した取り組み

- ・マルチメディアデイジーの利用促進
- ・読書支援のための機器及びソフト等の情報提供と活用促進
- ・GIGA スクール構想における一人1台端末の活用
- ・図書館ホームページによる情報提供

4. 読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組み

近年、変化の激しい時代に対応するために、探求的な考え方を身に付け、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えるための能力を獲得することが求められています。一人一人の子どもが、読書によってそれぞれの興味・関心を広げ、学びを深めることができるよう、読書環境を整えることが大切です。

また、子どもを取り巻くメディア環境が大きく変化する中、必要な情報を収集し、活用する情報リテラシーを身に付けることが、子どもだけでなく、その周囲の大人にも必要とされています。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、子どもが意見を表明する機会を確保すること、子どもの意見を尊重することが標榜されました。子ども読書活動の推進においても、子どもの意見を聞く機会を設け、多様な子どもの意見を取り組みに反映させていくことが重要となります。

【具体的な取り組み】

（1）読書に関する子どもの意識調査

- ・選書や事業に対する子どもへのアンケートの実施
- ・子どもの読書に関する保護者へのアンケートの実施

（2）図書館利用や読書につながる事業の実施

- ・子どもの意見を反映した事業の実施
- ・子ども自身の企画による事業の支援

（3）調査資料の充実と情報活用・調べ学習の推進

- ・地域資料を含む基本的な調査資料及び子どもの学習に有効な資料の充実
- ・探究学習、調べ学習や関連事業の支援
- ・情報リテラシー教育の促進
- ・学校と図書館、関連団体の連携・協力

（4）ICTの活用等による情報提供の充実

- ・子ども向けパスファインダーの充実
- ・オンラインデータベースの活用の推進
- ・図書館ホームページによる情報提供
- ・GIGAスクール構想における一人1台端末の活用

資 料 編

用語解説

※本計画における内容理解のための用語解説です。

■ DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術で抜本的な変革をもたらし、生活様式を向上させるという考え方。（※1）

図書館においては、デジタル資料やオープンデータの充実、デジタル機器の利用、オンラインを利用したサービスなどにより、利用者の利便性の向上のほか、図書館利用に困難のある人や、未利用者への働きかけとしても効果を期待できます。

■ アウトリーチ

要請に応じてサービスするのではなく、地域住民の声を収集したり、関心を高めたりするなどサービスを掘り起こす活動。（※1）

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることであり、さまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届けることを意味しています。

■ アクセシビリティ

高齢者や障害者などハンディのある人にとって、どの程度使用しやすいかという意味で使われる。（※1）

情報やサービスが、どんな人にも利用しやすいことを意味しています。

■ オンライントーデータベース

インターネット回線を通じて利用することのできる商用データベース。利用者はパソコンなどの端末機器で必要な情報を検索することができます。（※1）

東久留米市立図書館では、新聞や法律などのほか、百科事典を中心とする、子どもの調べ学習を応援するデータベースも導入しています。

■ サピエ図書館

視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」のメインサービスであり、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースです。

東久留米市では平成 23（2011）年より利用しています。

■ 情報リテラシー

さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。（※2）

■ ストーリーテリング

読み手が昔話や創作などの物語を覚え、語り聞かせること。「素話」とも言います。

■ マルチメディアディジー資料

音声と合わせて、画像やテキストを同時に見ることができるデジタル資料です。テキストがハイライトされるため、どこを読んでいるのかがわかりやすく、文字の大きさ、読み上げの速度、背景やハイライトの色なども変更できます。

※参考文献

1. 堀内克明／監修『カタカナ外来語A B C略語辞典 第6版』(自由国民社)
2. 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会／編『図書館情報学用語辞典 第5版』(丸善出版)

事業解説

■ ストーリー・フェスタ

日本語を母語としない子どもや、外国語に興味のある子どもに向けた、ネイティブスピーカーによる多言語のおはなし会。平成24(2012)年から、協力団体と協働で実施しています。英語・中国語・韓国語のほか、毎年さまざまな言語で絵本の読み聞かせや手遊びを行っています。

■ 図書館フェス

いろいろな切り口から図書館の可能性を多くの方に知ってもらい、一緒に楽しみ、提案をもらいながら、まちの情報拠点として次世代の図書館像を探っていく催しとして、平成27(2015)年から実施しています。

なお、本や出版文化を考え、楽しむこと、本を仲立ちとする人のつながりを生み、図書館をともにつくっていく人たちの共同の輪を広げることも目指しています。

■ 図書館を使った調べる学習コンクール

公益財団法人図書館振興財団が主催する、子どもたちが自ら興味を持って取り組み、調べたことを作品にして発表するコンクール。市が実施する地域コンクールで上位の作品を、全国コンクールに推薦しています。

■ 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

就学前の0歳から6歳までの発達に遅れがみられる児童や障害をもつ児童に専門的な療育を行っており、日常生活での訓練・指導により、発達を促す支援をしています。障害や発達、子育てについての相談機能をもち、東久留米市地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられています。

■ ブックスタート

1992年にイギリスで始まった、絵本を「読む(read books)」のではなく、赤ちゃんと絵本を開く楽しいひとときを「分かち合う(share books)」ためのきっかけを、すべての赤ちゃんのもとへ届けようという活動のこと。

東久留米市では、平成15(2003)年より、1歳6ヶ月児健診で、絵本とブックリスト(「絵本となかよし」)、図書館の利用案内をセットにして配布しています。

■ よもう！あそぼう！かがくの本

小学生を対象に、実験や観察と関連した本の読み聞かせやブックトークを通して、本の世界と実体験の両面から科学をより身近に感じるための事業として、平成15(2003)年から協力団体との協働で実施しています。

■ ユニバーサル資料セットの貸し出し

点字付き絵本やさわる絵本、LLブック(やさしく読みやすく書かれた本)などのバリアフリー資料のほか、外国語を併記した本、だれでも楽しめるやさしい図鑑などをセットにし、市立小学校全校に貸し出しを行っています。

特別な支援を必要とする子どもたちに読書の楽しみを知ってもらうとともに、全ての子どもが多様な形態の資料について知るきっかけになることを目的に実施しています。

■ 一人1台端末

GIGAスクール構想の実現により、小・中学校段階の子どもたち一人に1台ずつ配備された学習者用端末のことです。児童・生徒は、自分の端末を学校でネットワークに接続して授業を受けることができます。

資料2

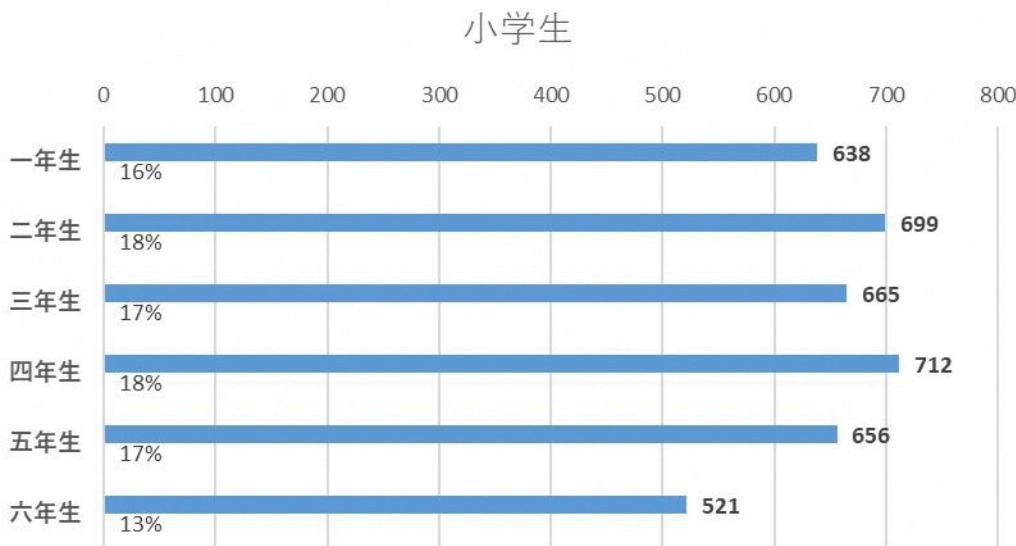
東久留米市立図書館 令和4年度 利用アンケート結果【小・中学生編】 抜粋

令和5年2月 東久留米市立図書館（指定管理者 TRC・野村不動産パートナーズグループ）

調査期間：令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）

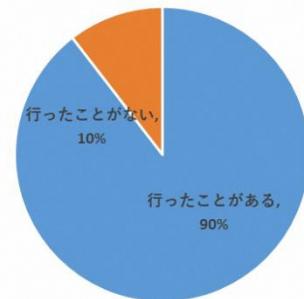
集計結果（小学生） 回答：3,891名

問1. 小学何年生ですか <件数・無回答除く割合>



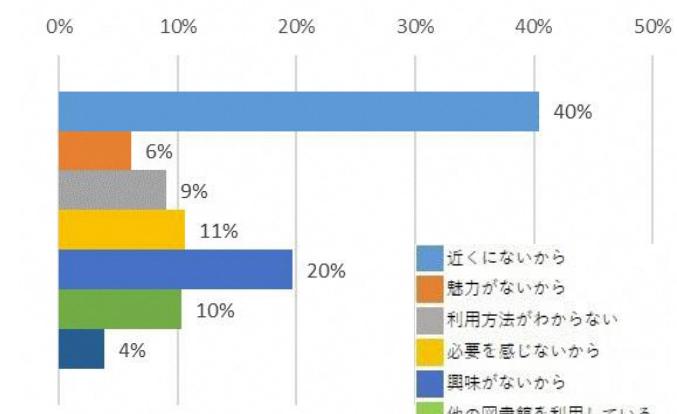
問2. 図書館に行ったことがありますか <件数・無回答除く割合>

小学校	
行ったことがある	3,484 90%
行ったことがない	407 10%



問3. 行ったことがないのはなぜですか <件数・選択した人の割合、複数回答有り>

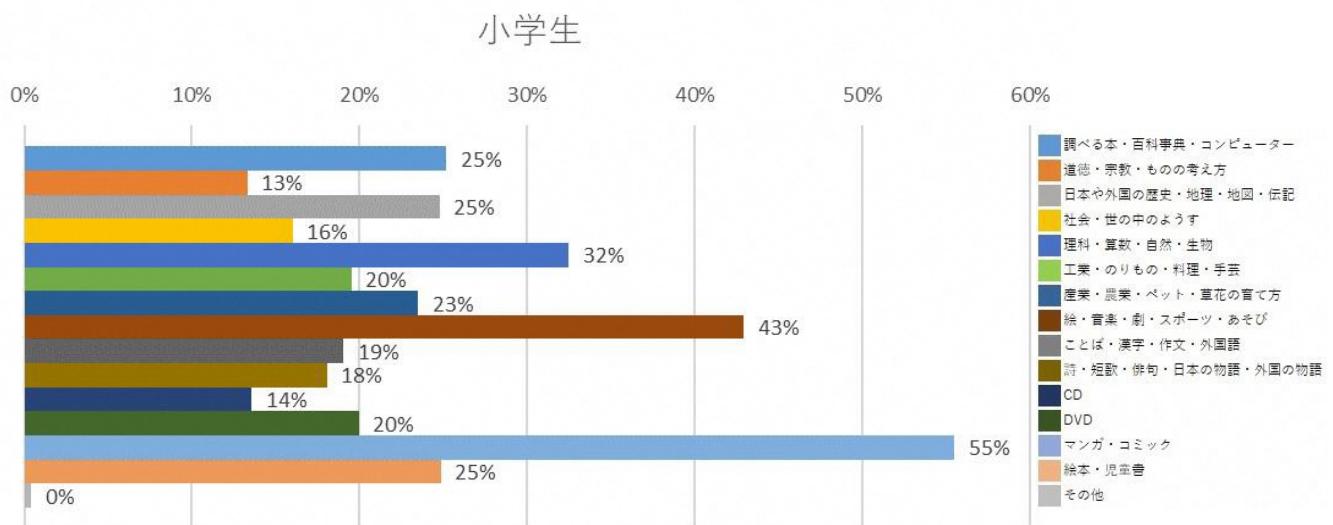
	小学生	
近くにないから	232	40%
魅力がないから	35	6%
利用方法がわからないから	52	9%
必要を感じないから	61	11%
興味がないから	113	20%
他の図書館に行くから	59	10%
その他	22	4%



問4. どのような本があればもっと図書館に行きたいですか <件数・選択した人の割合>

無回答を除いた回答者数(3,882人)を母数として算出

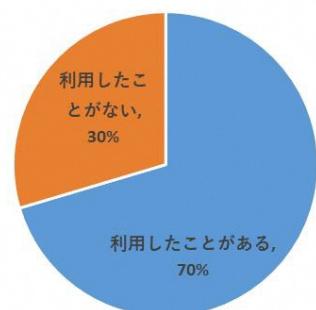
	小学生	
調べる本・百科事典・コンピューター	977	25%
道徳・宗教・ものの考え方	517	13%
日本や外国の歴史・地理・地図・伝記	961	25%
社会・世の中のようす	622	16%
理科・算数・自然・生物	1,261	32%
工業・のりもの・料理・手芸	757	20%
産業・農業・ペット・草花の育て方	912	23%
絵・音楽・劇・スポーツ・あそび	1,666	43%
ことば・漢字・作文・外国語	739	19%
詩・短歌・俳句・日本の物語・外国の物語	701	18%
CD	526	14%
DVD	774	20%
マンガ・コミック	2,153	55%
絵本・紙芝居	965	25%
その他	16	0%
無回答除く 回答者数		
小学生		3,882



集計結果（中学生） 回答：463名

問1. 図書館を利用したことがありますか <件数・無回答除く割合>

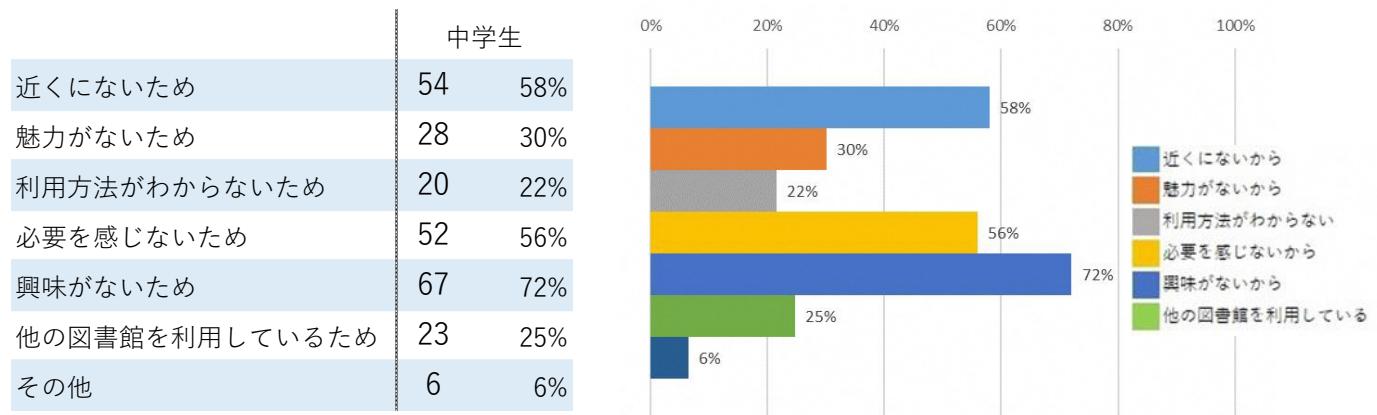
	中学校	
利用したことがある	326	70%
利用したことがない	137	30%



資料2

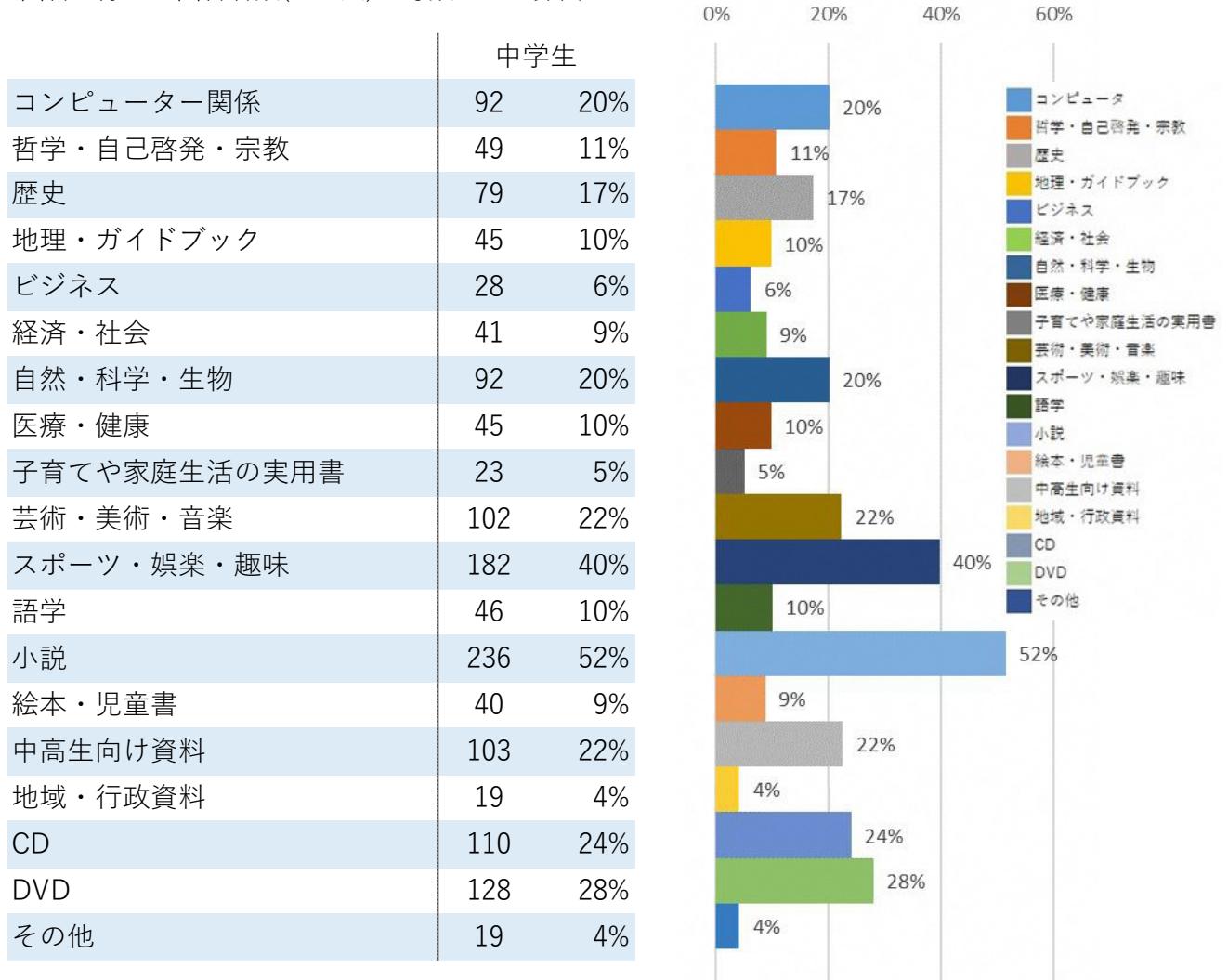
問2. 利用しない理由

<件数・選択した人の割合>



問3. どのような本があればもっと図書館に行きたいですか <件数・選択した人の割合>

無回答を除いた回答者数(458人)を母数として算出



第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 東久留米市における子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画経営室企画調整課長
- (2) 福祉保健部障害福祉課長
- (3) 子ども家庭部児童青少年課長
- (4) 教育部指導室長
- (5) 教育部図書館長
- (6) 市立小学校長
- (7) 市立中学校長

(会議)

第4 委員会には委員長を置き、委員長は図書館長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(作業部会)

第5 委員会の所掌事務に関する調査研究及び検討を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は、図書館の主査の職にある者をもって充てる。
- 3 部会の部会員は、別表1に掲げる職員をもって組織し、委員長が任命する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(任期)

第6 委員及び部会員の任期は、第四次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）を策定する日までとする。

資料3

(庶務)

第7 委員会及び部会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月16日から施行する。

別表1（第5関係）

第四次東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会

- 1 福祉保健部障害福祉課わかくさ学園長
- 2 子ども家庭部児童青少年課児童青少年係長
- 3 教育部指導室指導主事
- 4 教育部図書館主査
- 5 市立小学校副校長
- 6 市立中学校副校長

第四次東久留米市子ども読書活動推進計画策定の経緯

年・月	検討委員会	作業部会	市民や関連会議
令和5年度			図書館協議会で協議 ・第三次計画内容の検証 ・次期計画策定に向けた提言
令和6年 4月 6月	検討委員会設置 第1回検討委員会 ・図書館協議会提言書の報告、基本方針決定等	作業部会設置	
7月 8月 9月		第1回作業部会 ・第三次計画の検証 第2回作業部会 ・計画素案（案）の検討 ・子ども向け有料データベース等の説明 第3回作業部会 ・計画素案（案）の作成	
10月 11月	第2回検討委員会 ・計画素案の検討、委員会決定		図書館協議会へ報告 教育委員会へ報告 庁議報告 市議会議員へ報告
12月	第3回検討委員会 ・パブリックコメントに対する見解 ・計画案の検討、策定		パブリックコメント実施 (12月2日～23日) 図書館協議会へ報告 教育委員会へ報告
令和7年 1月 2月			教育委員会に議案付議、決定 庁議報告 市議会議員へ報告

令和 6 年 3 月 22 日

東久留米市教育委員会
教育部図書館長 島崎 律照 殿

東久留米市立図書館協議会
委員長 安形 輝

「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言

東久留米市立図書館協議会は、図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき東久留米市立図書館協議会設置条例で設置され、同法同条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館が行う奉仕について、館長に対し意見を述べる機関です。

令和 5 年度の図書館協議会においては、令和 4 年度図書館事業評価として、これまで定例事業として実施してきた子ども読書活動推進事業について、図書館がまとめた「令和 4 年度東久留米市立図書館子ども読書活動推進事業及び自己評価」(別紙)を受け、求められていることと事業内容、学校図書館との連携という 2 つの観点から、図書館協議会としての意見をまとめました。

また、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」の進捗状況と同計画期間における新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「第四次東京都子供読書活動推進計画」の内容などを検証し、「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」に継続すべき施策や新たに取り組むべき課題について、図書館や文化・教育の専門家として、また利用者や市民の立場としての意見を、図書館協議会の提言としてまとめたので報告します。

記

1. 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画の基本方針について

(1) 発達段階ごとの効果的な読書活動

- ①ブックスタートの取り組みは、現在の 1 歳 6 カ月児健診に加えて、新たな方策も検討できるとよい。
- ②幼稚園・保育園訪問の取り組みは、地区館職員の参加によりさらに広範囲の幼児にサービスが届けられることを期待する。
- ③就学期の児童・生徒については、学校図書館の市立図書館に対する要望を司書教諭等から聞き取りをして、具体的な協力策を整理できるとよい。

(2) 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

- ①小・中学生に対する具体的な取り組みとして、蔵書の充実、学校図書館司書の配置を増やすとともに司書教諭が活動しやすい体制の整備を促す必要がある。そのためにも、学校図書館司書と司書教諭の連携に関する実態調査ができるとよい。
- ②学校訪問や団体貸出の取り組みが、さらに広がることを期待する。学校側の体制増強が必要であると考える。
- ③読書することの楽しみの一環として、読書感想文、読んで感じたことを絵にする読書絵画展コンクールなど、読書の成果を発表する催しを企画してはどうか。
- ④大人が読書を楽しむ事業の実施について、図書館利用者層の幅を広げるためには、利便性と娛樂性が必要ではないか。利便性の面では、貸出方法の工夫、娛樂性の面では、地域の図書館として親しみが増し、育児中の若い世代も参加しやすくなるよう、本を介した市民同士の交流ができるようなイベント（絵本古本フリーマーケットなど）を開催してはどうか。

(3) 子ども読書応援団の運用

- ①現状、中央図書館のみでの活動となっており、各地区や学校も含めた市全体の状況を見た適切な在り方を探る必要があると考える。読み聞かせ入門講座への参加希望者も多く、各地区でのボランティアなどによるおはなし会の活動も活発であり、地域住民の希望・意思を生かせるような方策が考えられるとよい。
- ②新たなボランティアの育成について、一般募集に限らず、高校や大学と協力することで、教育機関への就業を目指す若い世代にも参加してもらい、年齢の近いボランティアが活動することによって、読書をより身近に感じてもらうことができると思われる。
- ③持続的な取り組みとスキル向上に対する動機付けやボランティアに参加しやすくなるような工夫を検討してはどうか。
- ④図書館ホームページ等で、子ども読書応援団の活動を情報提供してはどうか。併せて、関係する教育・福祉施設への広報やそこに従事する教諭等の研修・集会などで周知する機会を作れるといい。
- ⑤子ども読書応援団という名称や在り方について見直すことも考えていいのではないか。

(4) 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

- ①ストーリーフェスタという単発の事業名ではなく、「外国につながる子どもたちへのサービス」などの項目立てをし、外国語図書の所蔵等について明記してはどうか。
- ②バリアフリー資料セットの学校への貸出は、さらに進めてほしい。ただし、学校図書館司書の常駐配置など学校側の体制増強が必要であると考える。

(5) その他の取り組み

- ①ICT（情報通信技術）を活用するためではなく、事業を行うためにICTを活用す

資料 5

る視点を忘れてはならない。

- ②市立図書館が、学校図書館の蔵書のオンライン目録化に関して知識や技術を提供するなど、支援するような活動ができるといい。
- ③学校図書館司書と生徒が協力して作った欲しい本のリストを市立図書館に共有してもらってはどうか。
- ④「語ろう！東久留米」について、市立図書館司書が学校図書館に出向いて説明できれば、郷土学習や調べ学習にも寄与できるのではないか。また、電子化して公開できれば、学校のタブレット端末でも見ることができるため、併せて検討してもらいたい。まず、図書館ホームページに PDF（標準化された電子文書ファイル形式）で掲載することから始めてもらいたい。
- ⑤子どもの悩みに寄り添う内容の資料、雑誌・マンガ・子ども向けCDコーナーの充実など、子どもが図書館に行きたくなり、居場所となるような取り組みを子どもの意見を聞きながら検討してはどうか。

2. 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえた意見

- (1) 学校図書館司書の現状の配置である1校1名週1回から、児童・生徒の在校時間には学校図書館に常駐になることが望ましい。資料についてきめ細かい相談や助言、ブックリスト作成や展示、ブックトークなどによる資料の紹介、調べ学習などの資料の用意、市立図書館からの借入の窓口などを学校図書館司書が行うことでの豊かな授業の実現と教職員の業務の軽減につながる。また、学校図書館に必ず人がいることで、不登校児童・生徒の居場所づくり、放課後子供教室事業への参加にもつながると考える。加えて「人のネットワーク」として、司書教諭、学校図書館司書、市立図書館司書、地域ボランティアなどが実務的・恒常に連携が取れる仕組みを検討してほしい。
- (2) 市内の学校図書館の蔵書目録をオンライン化し、市立図書館のデータベースとつなげることにより、GIGAスクール構想（児童・生徒に1人1台の端末装置と情報通信網を整備する国の取り組み）で整備した端末や教職員の端末から自校蔵書だけでなく市立図書館の蔵書も検索可能とし、調べ学習などの有効な手段とすることを目指してもらいたい。
- (3) 「子どもの読書への関心を高める取組」に記載されている具体的な取り組み（味見読書など）は、学校の授業でもすぐに導入できるよう司書教諭や教員研修などの際に周知してほしい。
- (4) 地域の「民間団体等への貸出」に関して、貸し借りがしやすいようにある程度「セット」（例えば、食に関する本、幅広く選書した本など）として提示しておくといいのではないか。

(5) 特定の人のためであっても、それが全体としても価値を持っていることが実感で
きるように取り組んでほしい。

(6) 「学校図書館資料の計画的整備」に関して、学校図書館の「読書・学習・情報セン
ター」としての機能を踏まえ、専門家・図書館司書・学校図書館司書・司書教諭など
で、蔵書や業務の見直しを検討するべき段階にきている。特別な支援が必要なこども
たちに対しての学校図書館図書標準達成率も検討すべきと考える。

3. 「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」策定の進め方について

第三次計画策定の経緯では、委員会での検討に当たり、さまざまな調査・検証、関連
施設への視察等を行いました。第四次計画の策定では、第三次計画を基に最新の国・都
における子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、本市第3次教育振興基本計画
などの内容を反映し、ＩＣＴの進展など新たな社会状況の変化による影響を追加しなが
ら、検討を進めてもらいたいと考えます。

また、適宜、図書館協議会への報告をお願いします。

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進

基本計画」という。) を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日号外法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一條第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等

その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上

を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書

館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次 東久留米市子ども読書活動推進計画
令和7年1月

発行 東久留米市教育委員会

編集 東久留米市教育部図書館

〒203-0054

東京都東久留米市中央町二丁目6番23号

電話 042-475-4646

FAX 042-475-6631